

高知地方最低賃金審議会〔電子〕特別小委員会 議事録

高知労働局

令和3年度 第1回

開催年月日 令和3年9月10日(金)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1 座長の選出について
公益代表 2名	2 高知県電子部品等製造業最低賃金改正決定審議に	
労働者代表 3名	関する意見聴取	
使用者代表 3名	3 改正決定の必要性の有無について	
	4 その他	

次回本審開催予定日 令和3年9月29日

〔開会〕 午前10時42分

事務局 ただ今から、高知県電子部品等製造業最低賃金の特別小委員会を開催します。慣例によりまして、座長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。本日は公益の中橋委員が所用のためご欠席ということで、公益委員2名、労働者側の委員3名、使用者側の委員3名の計8名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。次に、お配りしている資料についてのご確認をお願いします。資料については、別冊の資料をご用意しておりません。こちらの単体のもの1冊ということでございます。資料の中身については、のちほど事務局より説明をさせていただきます。

〔座長選出〕

事務局 次に、座長の選出に移らせていただきます。

慣例によりまして公益委員からご推薦をいただきたいと思っております。  
大井委員、お願いいたします。

大井委員 座長に西森委員を推薦します。

座長代理は公益委員が2名しかおりませんので、私 大井ということでは

かがでしょうか。

#### 異議なし

事務局 異議なしということでご賛同をいただきましたので、座長を西森委員に、座長代理を大井委員にお願いしたいと思います。それでは、西森座長と大井座長代理にご挨拶をいただくとともに、以後の進行を西森座長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

座長 ご指名いただきましたので、座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

座長代理 ご指名いただきましたので、座長代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

座長 それでは、議事を進めさせていただきます。

この特別小委員会の目的は、電子の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてご審議をいただくものです。なお、改正決定の必要性があるとの結論は、この特小での審議で全会一致となることが前提となっております。したがって、意見が割れた場合にも採決ということはありません。労使のイニシアティブが非常に重視される場という風に承知しております。なお、労使それぞれの立場はございますが、このことを踏まえまして円滑かつ十分にご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。また、この議事録の確認者につきましては、第5回の本審において決定されましたとおり、この場で決めることといたします。公益は、私が担当いたします。労働者側はどうされますか。

市川委員 私、市川が。

座長 お願いいたします。使用者側はどうされますか。

野村委員 私、野村が。

座長 お願いします。

#### [特小の進め方]

座長 それでは、審議の進め方について、お諮りしたいと思います。

本日は事務局から資料の説明を受けたあと、関係使用者の方からの意見聴取を行いまして、その後金額改定の必要性について、労使双方から基本的主張をいただきまして、そのまま具体的な意見交換や審議に入り、本日中に結論をまとめたいと考えております。今のところはそのような進め方でよろしいでしょうか。

#### 異議なし

座 長            それでは、事務局から資料についてご説明をお願いいたします。

事務局            それでは、資料について説明させていただきます。

1 ページ目は電子部品等特別小委員会の委員名簿となっております。

2 ページ目の資料2 ご覧ください。

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金でございますけれども、高知県電子部品等製造業最低賃金と略してご説明申し上げます。これは、高知県電子部品等製造業最低賃金にかかる適用事業所数と適用労働者数についての資料でございます。センサスで算出した数値としては、適用事業所数が6、適用労働者数が455人、以上が推計値となります。この資料の詳細説明については、令和3年3月26日開催の第52期第13回本審と、令和3年5月25日開催の第53期第2回本審において既に説明しておりますので、省略させていただきます。次に3ページの資料3をご覧ください。これは、電気連合高知地域協議会から3月12日に提出いただいた特定最低賃金改正についての意見表明でございます。次に4ページの資料4をご覧ください。これは、電気連合高知地域協議会から7月21日に提出いただいた特定最低賃金改正についての申出書でございます。次に6ページの資料5をご覧ください。これは、申出書に添付されている添付書類となります。7ページが特定産業別最低賃金の改正の必要性に関する決議書、8ページが別添資料となっております。次に9ページの資料6をご覧ください。これは、最低賃金改正の必要性の有無について、高知地方最低賃金審議会会長に意見を求める旨の、高知労働局長からの諮問文でございます。次に10ページの資料7をご覧ください。これは、使用者側からの特定最低賃金改正の必要性の有無についての基本的主張でございます。詳しくは使用者側委員より説明をいただけるものと存じます。次に12ページの資料8をご覧ください。これは、労働者側からの基本的主張でございます。こちらも詳しくは労働者側委員より説明をいただけるものと存じます。次に14ページの資料9をご覧ください。これは、電子部品等製造業最低賃金に関する令和3年度の基礎調査結果の概要でございます。この調査

は、電子部品等製造業最低賃金改正決定の必要性の検討資料として当該産業の賃金実態を明らかにする目的で、6月1日時点の状況について調査したものです。平成28年経済センサスを基に修正した30年次フレームを使用した、規模100人未満の電子部品等製造業6事業所を母数として、抽出した6事業所に調査票を送付し、6事業所143人分の回答をいただいております。この調査結果をセンサス母数の労働者数に復元し、職種による適用除外労働者を除いた246人の賃金分布の集計を行っております。次に15ページの総括表(1)をご覧ください。規模100人未満の電子部品等製造業に従事する労働者の総括表でございます。16ページの中頃をご覧ください。高知県の地域別最低賃金が820円に引き上げられたことにより、電子部品等製造業適用労働者の最低賃金も820円が適用されることとなりますが、この総括表によりますと、819円までの賃金階層の労働者が246人中、115人存在していることを示しており、未満率は46.6%であることを示しています。次に19ページをご覧ください。これは、影響率の推移を示す資料でございます。事務局からの資料の説明は以上でございます。

座長 ありがとうございます。

そうしましたら、こういった資料のことはのちに回すことにいたしまして、早速ですが事務局から参考人のご紹介をお願いいたします。

[参考人の紹介]

事務局 本日、この「電子」特別小委員会の参考人といたしまして、使用者側からご推薦いただいております、株式会社土佐電子代表取締役の辻韶得様に意見陳述をお願いしております。辻社長におかれましては、皆様もご承知のとおり、土佐市に本社をおき、電子デバイス関係の事業を営んでおられる地元企業の経営者でございます。

座長 ただ今の事務局からのご紹介のとおり、使用者側委員からご紹介をいただいております株式会社土佐電子代表取締役の辻韶得様でございます。参考人として、このあと意見陳述をしていただくということで、ご出席いただくことについてご了解いただけますでしょうか。

異議なし

座長 それでは、ご案内をお願いいたします。

事務局 参考人を意見陳述席へ案内

座 長 よろしくお願ひいたします。

毎年大変お忙しい中、お越しくださいましてありがとうございます。本日も少しお待たせいたしまして、大変申し訳ございませんでした。それでは早速ですが、近年の状況、特に今年の状況等についての意見陳述をお願ひできればと存じます。お願ひいたします。

辻参考人 私どもの現状なんですけれども、相変わらず国内はそんなに悪いこともございません。生産高では1割ダウンくらいなんですけれども、たまたまうちはアウトドア用品が3～4割アップしておりまして、それでなんとか去年と同じくらいを維持できています。ただ、一番懸念されるのは、半導体のルネサス（茨城県ひたちなか市の那珂工場）の火事以来、2, 3, 4月と材料がかなり止まりまして、やっと6, 7月ぐらいから入り始めたんですけれども、部品が入ってくるごとに段取り替えて、日々段取り替えに追われているのが現状です。そんなに注文数は落ちてはいないんです。わずか数%だと思います。ただ、材料が入ってこないために生産がずっと遅れているのが現状です。ベトナムに子会社がありまして、ベトナムのほうはアウトドア用品が4割くらいアップしておりまして、それで国内の分を補っているというのが現状です。決して楽観はできない状態だと思います。それと、今ベトナムは街の封鎖が続いておりまして、従業員190人が工場の中で1か月半寝泊まりです。親会社からも出しているんですけれども、食事代、PCR検査が月に2回、その費用がかなりのものになっていまして。それでもなんとか今のところ私どもの工場は、9割以上の生産を誇っています。国内がコロナの影響もあって、材料が入らない間は休んだりしたんですけれども、国の援助が入りまして、ある程度なんとか持っています。そういう現状です。

座 長 ありがとうございます。

この際ですので、どうぞ皆様からご質問を中心にお願ひしたいと思ひます。

白木委員 全然関係ない内容かもしれないですけど、アウトドアというのはこういったものになるのでしょうか。

辻参考人 うちのは釣りの用品です。4割くらいは上がっています。全部アメリカ国内向けです。それと、聞くのはキャンプ用品。ああいうのも3, 4割以上上がっているところがあると聞いています。

白木委員       ありがとうございます。

片山委員       ということは、今は電子部品よりも、釣りの関係のほうが仕事量としては多くなっているということですか。

辻参考人       手作業ですので、うちのルアーは日本で一番高いルアーですので、非常に塗りとか手作業に時間がかかります。そういうことで、うちとしては非常にコロナの中、嬉しかったです。

片山委員       コロナで逆にそちらのニーズが高まっているということですか。

辻参考人       はい。コロナが終わったときにどんと落ちるかというのはわかりませんが、

片山委員       電子部品の組み立てのほうはどうなんですか。

辻参考人       電子部品の組み立ては、ベトナムは普通にしています。5G用の部品でしたので、そんなに影響はありません。ただ、一つ言えるのは、中国のファウエイ向けが4月からゼロになりました。2万個ぐらいの予定が大狂いですけど、その分ルアーのほうが上がっていったので、なんとかいけました。ただ、国内は平均をみたら1割くらい落ちています。

片山委員       電子部品ですか。

辻参考人       はい。注文はそこそこ入っているんですが、部品が追いつきません。

片山委員       去年までは価格面で、非常に取引先のほうからの要望が厳しくて、値上げの転嫁が難しいというようなお話だったと思うんですけども、その辺は、今はいかがですか。

辻参考人       今年は値下げの要請は今のところそんなにきつくありません。

片山委員       そうですか。

辻参考人       ただ、生産が間に合っていないので、うちも止まっても補償はないので。コロナと相まって、なんとかそういう補償をもらいながらやっています、なんとかいけてますが、非常に厳しいのは間違いありません。

野村委員 釣りのルアーが好調とのことですが、このままずっと続けてこれくらいの水  
準で商品が出たらいいんでしょうけど、こちらの需要が減ってくるという可能  
性も十分あるということですよ。

辻参考人 かなりあると思います。  
去年からみたら、この需要が急速に終わったとしても、1, 2割は上がる  
んじゃないかといわれています。

野村委員 まだいけると。

辻参考人 アウトドアを一回やり始めたら、急にやめるものではないということで、伸  
びがガクッと落ちてこそそこそこいくんじゃないかといわれています。その証拠  
に、夏用品ですので普段は今頃落ち始めますけれども、今のところあまり落ち  
ていないです。釣り具メーカーさんも今までどこも経験したことのない状況だ  
と思いますので、わからないと言っています。

座 長 今、日本で一番高いルアーを作っているらっしゃると聞いて、非常にびっくり  
しているのですが、ちなみに1個あたりおいくらくらいするんですか。

辻参考人 一番高いのは、3~4, 000円くらいです。  
普通の中国製のものは300円とか500円とかですけど、それくらい違  
います。その代わり、一番高いのは塗りを11回もしないといけません。それ  
で、カタログと同じ色を出すのは至難の業です。

座 長 すごいですね。

辻参考人 そんなに高いのはあんまり売れませんが、会社としてはありがたいで  
す。

座 長 それをやられる職人さんも、相当細かい手作業で、すごい技術だと思うんで  
す。その職人さんはどういう風に確保されるんでしょうか。

今まで電子のことばかりお聞きしてきたものですから、パートの方が多い  
と思いますが、いろんな環境で、子どものことも考えたりしながらこちらで  
働かせていただいて、夕方に帰る、就業をもう1回やり直すという感じなん  
でしょうけど、ルアー作る方たちというのはそこからいく方もいるんです  
か。お母さんで、「実は私、自転車乗って行って、ルアー塗っているんだ

よ」っていう方もいらっしゃるんですか。それとも完全にパートの方とは分けている感じですか。

辻参考人 ルアーは全部海外で、発注元はうちという。

座 長 海外で作っていらっしゃるんですか。

辻参考人 ベトナムです。

座 長 そういことですか。  
すみません、そこは私がちょっと聞き間違えていました。

辻参考人 日本で作ったらほとんど採算が合いません。

座 長 そういことですね。そりゃ作れませんよね。日本でそれだけやったら1万円とかしちゃうのかなと思しながらお聞きしていたので、そうですよね。わかりました。

辻参考人 高級なやつは1万円するのもあるみたいですね。

座 長 あとは人材確保ということで、人集めはどのような感じですか。  
募集かけたら来るという感じですか。

辻参考人 うちがパートさんは最賃で募集をかけていますけど、なんとか来ています。

座 長 そうですか。

辻参考人 ただ、足りなければ足りなくて、人の会社のことは言われませんが、今紙会社が軒並みどこもダウンで、土佐市もパートさんをだいぶ切っているところもございいます。そういう人たちがなんとか補充で来てくれています。

座 長 ある程度流動といひますか、切っていくところあり、そうするとこちらみたいに募集かけているところに来られて、労働者側からすると転職していくといひうか、そういう状況でございいますかね。

辻参考人 そうかといひって、そんなには多く来ませんね。  
聞くとところによると、パートさんだけで先月で15人とか20人、仕事がな



くなつたと聞いていますけど、その中で来てくれたのが今のところ3, 4名くらいです。

座 長           そうなんですか。

差し支えなければ、どういった事情でといたしますか、こういったお仕事で、退職を余儀なくされた人で、お仕事をしたい、お金が欲しいと思ったら、ありがたいので応募が来そうな気がするんですけど、そこらはどうしてそんなに。

辻参考人       そこらは十何年パートさんばかりだと聞いていますので、やっぱり40歳くらいで転職するのは怖がるんですかね。わかりませんが、2名か3名は来てくれましたけど、意外とうちらも人集めには苦労しています。

座 長           そうなんですね。

私からの質問は以上です。ありがとうございます。

大崎委員       今、募集をされているのは、30～40代の方でも最低賃金で募集されているんですか。

辻参考人       はい。初めての方は、全部。特殊作業があれば別ですけども、普通の人は慣れるのに半年、ベテランになるには1年くらいかかる人もおりますので、やっぱり最初は最賃でやってもらわないと。

大崎委員       それって、慣れてきたらすぐに上がっていく感じですか。

辻参考人       作業に応じて、少しでも上げていっています。

大崎委員       あともう一つ、私は凸版印刷の者なんですけど、凸版のほうでも注文は多いみたいなんですけど、人と材料で作りきれない状態なんですけど、やっぱり同じような感じなんですけど、人が入らないなり、コロナで出社できないとか、材料が入ってこないので作れ切れないというかたちですかね。

辻参考人       今国内でうちが忙しいのは、半導体装置向けが10月くらいから伸びそうなのというのがまず間違いないと思うんですが、ほかはあまり変わっていないですね。どちらかといえば低めにいっています。普通の家電の冷蔵庫とかはほとんど海外ですので、うちらも電気製品の電子部品の組み立ての中の8割は産業用機器とか、三菱、日立さんなんかのリモコンといったものです。あれは出るん

ですけど、そんなに落ちてもない、悪くもない、よくもないかなという状態です。ただ、いいか悪いかどっちかでいったら悪いほうですね。

大崎委員 2年先、3年先に向けて、もっと上がっていくような感じありますか。

辻参考人 国内はもうないと思います。どこかよそのものを取りにいかない。世界中で絶対量が。東南アジアがどんどん売れ出したら別ですけど、東南アジアは東南アジアで組んでいますので、どうなるかわかりません。

大崎委員 ありがとうございます。

座長 私からお聞きするのはあれなんですけど、この電子の最低賃金は、社長が十分ご存じのとおりで、平成29から30年にかけてが、776から788円で12円上がってございます。平成30年から令和元年にかけてが、788円から793円なので5円上がったかと思います。その次の令和元年から2年にかけては据え置きでございました。12円とか、5円という幅の中、今年は地賃がぐんと上がった関係で820円まで上がりましたので、783円から820円ということで一気に27円の上げということになるんです。かなりのインパクトではないかと思うのですが、印象というかご感想はいかがでしょう。

辻参考人 僕としては、820円の地域最賃でやっと追いついてきてくれましたので、なんとかそれでいきたいと願っています。うちらにとってはかなり上がっていますので、地域最賃も上がっていますが、電子部品は加工費の値上げというのはほとんど5年くらいない状況ですので、なんとかこのままでいけたら。

座長 27円上がって、そこに社会保険関係の福利厚生費が乗ったたりして、当然これは時給でありますから、従業員の総数というか総労働時間数みたいなことでしたら、かなり原価が上がることは上がるというイメージですよ。

辻参考人 そうですね。

純然たるパートさんは80人から90人で、最賃で、時間給で、8時間くらい働いている人からみたときに、うちは社会保険料がぐんと上がりますね。そういうことなんかも含めて、なんとか今のままいかないだろうかというのが私の思いです。それと、パートさんは103万円の壁を超え出すとどんどん休みます。それが一番痛いんです。年末が来てその辺にいくと、今年も30円近く最賃が上がったら、休む日にちが長くなると思います。よく計算していますね。年末とかその辺が来たら、えらいまた休んでいるなと思

ったら調整です。手前から休み始める人もおります。いろいろです。

座長 それで応募をかけるけど、なかなかすつと転職されるわけでもないということですね。皆さんお聞きになることはございませんか。

意見なし

座長 例年いろいろと教えてくださいます、ありがとうございます。  
今年の意見陳述は以上とさせていただきたいと思います。  
ありがとうございました。いただきました大変貴重なご意見につきましては、関係使用者の意見として、今後の審議の参考とさせていただきます。

参考人 意見陳述席から傍聴席へ

[基本的主張]

座長 それでは、引き続き基本的な主張にいきたいと思いますが、まず労働者側ということで、資料の12ページについて、よろしくお願いたします。

大崎委員 資料を読み上げるかたちにさせていただきたいと思います。  
基本的主張ということで、一つ目に新型コロナウイルスの感染拡大で、国内のあらゆるシステムやサービスのデジタル化が遅れていることが明確になって、今後は国内でもデジタル化の取り組みが加速していくと予想されています。また、第4次産業革命と呼ばれているIoTやビッグデータ、ロボット、AIなどの急速な成長が見込まれる分野でも、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かして、新しい価値を生み出していくことが期待されています。このように経済成長・社会への貢献と、新たな雇用の創出に寄与して、地域からも電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材を確保する面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要であると考えています。

2つ目、電機連合の2021年総合労働条件改善闘争において、開発・設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として1,000円～1,200円の引き上げを行っています。また、企業内の賃金のミニマム基準である産業別最低賃金については月額165,000円(500円引き上げ)を行って、この水準の時間当たり換算額は1,061円となっています。2021年の連合春闘結果や経団連の第1回集計結果では、コロナ禍の状況でも一定の賃金引き上げが行われており、高知県でも同様に賃金改善が図られています。同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向

けて、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考えています。

3つ目、昨年から新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額が820円となっています。すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なって、特定最低賃金は年齢を限定し、かつ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金ということになっています。近年、高知県内の電機産業は縮小傾向となっていますが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続して、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最低賃金の引き上げは必要と考えています。

4つ目、高知県における特定最賃は、「一般貨物」と「電子」であるため、県内での特定最賃を比較できないですが、中国四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具製造関連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状態となっています。全国平均額では電気機械器具890円、一般機械917円、輸送機械934円となっており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考えています。以上となっています。

座長 ありがとうございます。

引き続き、使用者側からの基本的主張をお願いいたします。

野村委員 資料10ページを読み上げていきたいと思います。

1. 特定最賃についての基本的な考え方。

現在、最低賃金の安全網としての機能・役割は地域別最低賃金が果しており、特定（産別）最低賃金は地域最賃の補完的な役割を果たすこととなっております。本県の製造業では唯一「電子」にのみ特定最賃が設定されておりますが、本県の電子業界とりわけ下請け主体の中小企業の状況や作業内容を踏まえると、一般労働者の地域最賃より高くないてはならないという客観的な理由は見当たらない。このようなことから本県の「電子」の特定最賃については、過去の決定経緯は尊重するが、今後の存在意義については疑問があり、早急に廃止ないしは、凍結により地域最賃に組み入れられるべきというのが、使用者側の一貫した考え方であります。

2. 本県の電子・デバイス等製造業の実情について

本県の電子・デバイス等製造業は、大手企業1社のみとその関係会社、および下請加工主体の中小零細企業数社から構成されており、特定最賃では同じ扱いとなっているが、企業規模、取扱製品、作業内容など事業形態は異なり、一括りに同一産業とは言い難い構造となっております。また、平成19年の事業所数は18事業所、従事者数2,185人であったものが令和元年

度には6事業所、従事者数562人に、さらに令和3年度には6事業所、従事者数455人へと大幅に減少しております。対象者は特定最低賃金審議会において廃止等の調査審議の基準となる「相当数の労働者の範囲」1,000人を大きく割り込む状況となっております。また、事業形態の大きく異なる大手企業1社を除くと下請け主体の中小零細企業のみで、今後増大する見通しは立っておりません。本県の中小零細企業においては、海外のほか、県外企業との競合が一段と厳しくなっており、輸送コストなど地理的ハンディ等も抱え非常に厳しい経営環境となっております。

また、事業形態においても中国経済の動向など世界経済の影響を大きく受けやすい下請け業者となっており、脆弱な経営基盤の上に立った経営を強いられている状況にあります。このような厳しい状況の中で経営努力によりなんとか事業を継続しているのが今の実態です。

### 3. 今年の特定最低賃金について

本県は経済産業省の平成30年工業統計調査結果によれば、電子・デバイス等の製造品出荷額等は全国で最下位となっているが、このように経済規模が最下位で発注企業が県内にほとんどなく、受注先を県外に求めざるをえない本県の中小零細企業にとって極めて不利な状況となっております。「電子」特定最賃の影響を受ける企業はいずれも地域(郡部)の数少ない雇用の場として地域雇用を支えている企業であり、企業の存続を最優先で考えるべきであります。また、昨年よりのコロナ感染症の影響を受け経営環境は一層厳しく、落ち込んだ状況となっております。

以上の様な状況から、昨年、業況が回復しない場合は引き上げをしないという、申し合わせどおり「電子」特定最賃は現状据え置きとすべきであり、地域最賃が特定最賃を上回ることとなったので、本年より地域最賃に組み入れ「電子」特定最賃は廃止すべきと考えます。

座長 ありがとうございます。

それぞれ基本のご主張をいただきました。

ここからは平場で双方の意見交換をしていただきまして、本年度の必要性の審議を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

市川委員 産業の厳しいという状況は、意見陳述でもお聞きして、大体の全体状況はわかりました。ただ、高知県で歴史的に電子の特定最賃を設けてきて、使用者側の主張の1.のところにありますが、「地賃より高くないと見えない」という客観的な理由は見あたらない」という前提状況はそういう問題の捉え方ということだと思うんですけども、高知で審議を積み重ねた経過でいうと、作業の問題とかいうことは別にして、この要覧にも書いていますように、除外する

ものは除外してそれ以外のものは適用するというスタンスをとってきたので、そのところを含めて最賃法の16条には、「特定最賃は地賃より上になければいけない」という風にあるので、ここは今年は地賃が相当高く上がりましたが、その法の趣旨からいまして特定最賃は地賃より上になければならないということになっているので、ぜひ額審議をしていただきたいなと思います。産業の厳しさというのはわからなくもないです。

野村委員

昨年付帯事項があるという風に引継ぎを受けておりますけれども、今この産業自体で業況が回復しなければ据え置きますよということと、僕が気にしているのは、今回445名ですよね。かなり減っていますよ。

そのうち、今回凸版印刷さんから146名、土佐電子の社長に聞いたらざっくり240名。この2社でほとんどを占めているということなので、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、特定の会社の賃金を決めるようなイメージですよ。その辺も含めて、電子デバイスの特定最賃の役割というのは私としたら終わったのではないかなという認識です。

市川委員

一つ目の産業の状況は、土佐電子さんに限る話ですけど、先行きのことは別にして、決して悪いようには聞こえなかったと認識しています。おっしゃったのは、別なもの、違うルアーを作るとかいったところで業績を上げて、なんとも持っているというような話だったと思うんですが、そういうことを含めて、電子全体が相当厳しいという風には私は捉えることができなかったということが一つ、数字の問題。

これは1,000人という一つの目安があることが事実です。1,000人から比べると、400数人が半分以下になったということについては認識しています。今回は公正競争で申し出をしており、公正競争で適用労働者数の3分の1いるということですが、その3分の1は、労使交渉できて企業内最低賃金なりを決められたところ。あとの3分の2は、ひょっとしたら全部が全部じゃないかもしれませんが、いわゆる労使関係がないところで。労使対等に立って賃金を決めるということがなかなか難しいところも相当あると思います。だから、今回3分の1の公正競争で労使交渉できたところが、地域への一般的拘束力を働かせるためにこの特定最賃があるという風に私たちは認識しておりまして、そういう意味でいうと400数人と、人数が少なくなっているのは事実ですけども、そのうちの3分の2の労使交渉できないところについて我々が手をかけているという趣旨なので、そのところはぜひ理解していただいて、地賃よりも1円でも2円でも上げることを考えていただきたいなと思います。

野村委員 現実にそうだと思います。

今回の申出合意者数146人というのは凸版印刷さんの分なので、あとは全然入っていない。ただ、たとえば凸版印刷さんとほかの会社とだったら、イメージとしたら結構仕事の状況とかが全然違うと思うんですよ。凸版印刷さん以外はほとんどが下請けですよ。そこにちょっとギャップがあるのかなという気はしますけど。

市川委員 いわゆる通常の労使交渉であれば、全体の賃金を上げるということになると思うのですが、これは特定最賃なので底を決める話ですよ。

野村委員 はい。

市川委員 少なくともその労使対等な関係で交渉ができないところにセーフティネットを張っていきこうというのがこの特定最賃の意味でもあると思いますので、数字にこだわらず、そういう特定最賃の趣旨も踏まえて労使のイニシアティブで額審議していただきたいなと思っています。

野村委員 確かに電子の関係が全部業況が悪くなっているとは思ってなくて、凸版印刷さんなんかは先ほど大崎委員が言ったように受注はくるけど生産が追い付かない状態という話でしたよね。

大崎委員 まあ、材料と。

野村委員 あとのところは土佐電子さんなんかを含めると、ルアーを作ったりとかしてなんとか企業努力で去年並みくらいは維持していますよと。

ただし、先についてはよくわかりませんというようなところですよ。決してよくはなっていない。最後に辻社長が言われたんですけど、どちらかと言ったらちょっと悪いかなという。フラットな状態というのは認識はしています。それと、僕が引継ぎを受けたときに、電子のほうは去年付帯事項を入れたよという話があったので、その中で業況がよくならなかつたら据え置くとというような付帯事項がついていると思うんですけども、そのところはどなんですか。

座長 ちょっと確認したほうがいいですね。

事務局のほうで、ペーパーで残っているもので出せるものはございますか。

事務局 議事録はございます。

市川委員 私の認識からいうと、コロナ禍の状況で、コロナがどういう風に影響するのか去年の段階でわからなかったものですから、コロナの状況下での景況をどう判断するかということを前提にして審議をしましょうという話をしました。景況感一般のことではなくて、コロナの影響がどうなのかをみて判断しましょうということにしたつもりです。

座長 それは文言には残っていません。

市川委員 確かこちらの松崎委員より話をしたと思います。

片山委員 どこかに文言は確か入れたと思いますけど。

市川委員 見解ですか。  
こちらからの発言は議事録には載っていると思います。

片山委員 そうですね。

市川委員 コロナの影響でどうなのかということ判断しようという風にこちらは考えていたので、先ほどの話からいうとコロナでどうのこうのという風には聞こえなかったということです。景況一般がどうなのかということはまた別の話ですけども。

事務局 議事録をお持ちしましょうか。

座長 そうですね。ここで一旦確認をしたほうが。ここは省かないほうがいい作業だと思いますので。

事務局 それでは準備いたします。

座長 5分くらい休憩にしましょうか。  
それとも、この時間を活かして個別にしますか。  
平場のままのほうがいいですかね。

市川委員 どちらでも。



座 長            それでは、平場でこのまま続けてよろしいですか。

野村委員        はい。たとえば専門部会となると、28円以上上げるという話ですよ。

市川委員        高知の経過からいうとそうなりますね。

野村委員        そうですよ。引き上げ云々を考えるとはないんだけど、もう820円まで上がっていますので、使用者側としたら820円以上上げるという選択肢は今のところない。よくわかりませんが、たとえば793円から10円とか20円とか途中のところまで上げたって同じことなんですよ。

座 長            そうですね。

野村委員        28円以上上げるか上げないかというところですよ。

座 長            そうですね。

市川委員        繰り返しになりますが、145ページの最賃法の16条にありますが、「特定最賃は地域最賃を上回るものでなければならない」という風になっていますよね。

野村委員        これはたとえば793円で据え置きますよという、消滅するのですか。

市川委員        消滅しません。

野村委員        結局、残るんですよ。

市川委員        残ります。

野村委員        一つの考え方としたら、地域最賃が今820円で特定最賃と差がついていますが、超えることがあるのであれば残しておいたらいいと思うんだけど、超えることが果たしてあるかどうかですが。

市川委員        可能性としてはあると思います。

野村委員        地域最賃の勢いからいうとないかなと思う。

市川委員 産業がすごく好景気になって、賃金が上がったらどうなりますか。

野村委員 それは、凸版印刷さんならわかるけど。

市川委員 私が言っているのは、現況をみての判断ではなくて、制度としてのものとして整理するべきではないかということです。今の景気がどうだからこれを廃止するというのではなくて、特定最賃というものがそもそも地賃とどういう位置関係にあるかということと、制度として今あるので、そのところは置いておこうという話です。

野村委員 たとえばこの28円を賛成して決めたのであれば、それはあり得るかもしれない。

市川委員 その理論はちょっと置いておきましょう。

野村委員 この金額を特定最賃に持ってくるということはなかなか厳しいですよ。

市川委員 賛成したか、反対したかという話ではなくて、法律でこれは決まるので。

野村委員 それについては言うつもりはないんだけど、特定最賃はまた別物だから。

市川委員 だからさっきの16条にあるように、「特定最賃というのは地賃を上回らなければならぬ」ということがあって、その議論をしませんかということです。額の幅というのはあると思います。

片山委員 それでいうと、特定最賃の1,000人を大きく割り込んでいる状況ですので、廃止に向けての審議、こちらもそろそろやっていくべきじゃないですか。

市川委員 あくまでも1,000人というのは1,000人を下回ったら自動的にそういう議論に入ることではなくて、一つの目安としてそれぞれの地域の歴史性と審議の積み上げの状況をみて判断することですので、私が先ほど申し上げたように、地域に対する一般的拘束力というものが発揮されてきた歴史があるので、そのところは大事にしませんかということです。

片山委員 ただ、ほかの業種と比べて、特に電子デバイスだけにそういう風にしないといけないという理由もないと思います。

市川委員 それは結果論ですよ。

片山委員 では、1名になるまでずっとやっていくということですか。

市川委員 それはどういう役割を果たしてきたかということから考えて、役目がなくなったらそれはそれで仕方ないと思います。先ほど言ったように、一般的拘束力というものがあるんじゃないですか、この産業に対して地域としての役割があるんじゃないですかということを我々は申し上げたい。

片山委員 それはその地域である一定の規模があるから、こういう法的なものを設けてやっているのではないですか。

市川委員 我々と主張が違うのはかまわないと思うのですが、我々は規模の問題ではなくて、少なくとも460何人のうちの3分の1の協定に見合うものがあると思っています。だから、この産業のあとの3分の2と地域に波及させませんか。そういう役割があるんじゃないですかということです。その地域の賃金労働条件の一般的地域への拘束力というのは、労働委員会で決める話ですけども、たとえばその地域で4分の3の水準があれば、あとの皆は一般的拘束力でその効果を発揮しますよという風になっているんです。それに準じたようなもので、この特定最賃を考えるとということをやってきたんじゃないでしょうかということをおは主張したいと思います。地域に対する一般的拘束力。

片山委員 実際に最賃にかかわる会社の労使がここへ出てきてやるんだったらそれは意味があると思いますけど、凸版さんみたいに最賃よりさらに高いレベルで賃金を設定しているところが、最賃の対象となる人たちの議論をするというのは、たとえば、仁淀デンツウさんなんかは前は参考人で出てきていただいていたけれども、もうやっておられんということで、今は出られなくなりましたよね。

市川委員 そこはいろいろあると思うんですが、繰り返しになりますが、少なくとも適用労働者数の3分の1はこの水準でやっていますということ。だから、あと3分の2に、3分の1の労使交渉できたところの結果をその産業に波及させるという役割が特定最賃にはあるんじゃないですかということです。地域別最低賃金とはまた別の趣旨なので。

片山委員 さっき使用者側の意見の中にもありましたけど、高知の電子デバイスの実態

というのが、元々国が定めている電子デバイスの職種というか、高い付加価値のある仕事しているという定義と合っていない。

そういうところで特定最賃を定めてやるという意味合い自体がないんじゃないですか。

市川委員       そこは職種のくくりで整理したはずですよ。

野村委員       大手がなくなって、そういう高知県の地元の企業というのは徐々に下請け中心の企業になってしまったということですよね。前は地場にも大手があったんでしょうけど。

市川委員       実態がどうかというのは別にして、高知の特定最賃のくくりの問題というのは、120ページに書いています。こういう産業についてのこういう人たちは除けましょうというくくりは決めてある。これは一つの制度です。

野村委員       常識的に考えて、そんなのはほかの産業とのバランスはどうなっているのかと思う。過去のことについては尊重するけども、やっぱりそれは。

市川委員       そこは違いますよ。特定最賃というのは、特定される産業の労使のイニシアティブで決めていくわけだから、電子産業についての労使がそういう特定最賃をつくらうということで三者合意している歴史があるわけです。

野村委員       時代は変わりますよね。

逆に、今本当はその対象のところがあるんだけど、三者が揃わないといけ  
ないからできないというところも実際ありますよね。その辺とのバランスが  
全然、僕からみたらおかしい。

市川委員       それは特定最賃の廃止論になってしまっているのです。

野村委員       僕は今回そういう考えです。

市川委員       そういう主張をしていますよね。これは我々の主張とは真逆です。  
180度逆です。

野村委員       一つの判断としたら、将来において、特定最賃が地域最賃ぎりぎりのところ  
にあって上回る可能性があるなら、残しておいてもいいと思うんです。

市川委員 可能性があるかないかという可能性ありますよ。

野村委員 僕はないと思う。

市川委員 可能性がないという風には言い切れませんよ。地賃でもそうだけれども、景況感をみるときに、景気の先行きというのは、あくまで先行ありきでしょう。予測ですよ。だから、特定最賃も電子が地賃を上回ることがないというのは言い切れないわけです。

野村委員 とりあえず、去年の付帯事項というのをまず。

市川委員 付帯事項というか、最後のところで発言していると思いますけど。

座 長 どうですか。該当するものはございますか。

事務局 確認しております。少々お待ちください。

座 長 今後の議論として、今年どうするかということと、据え置きで金額審議に入らないということになってくると、793円というのが生きていることにはなっていて、ただ適用されるのは地賃ということになってまいりますよね。ただ、そこに16条というものがあるので、特定最賃という制度が現に存在している以上は1円でも上にいるべきだということで有額審議をされるべきじゃないのかということをおっしゃっているのかなと思って。

市川委員 そうです。

座 長 それは条文どおりそうだなと。それともう一つは、どの方向のベクトルにいくかということで事務局が今探している昨年の持ち合わせというのはやっぱり、1年経ってなしでしたというわけにはいきませんので、どういう今年の議論のベースになっているかということは確認しなくちゃいけないなというところがあるかなと。おそらくその3点あたりが今年どうするかという話になると思っているんですが、もう一つは今後に向けて、もう廃止をしていくべきだと。役割は終えたというお話を使用者側がずっと言われていて、これは私の口からいべきことではありませんが、廃止にいくとしたら然るべき手続きをとっていくということになるんですよ。

野村委員 正直言って、今年廃止ということではなく、あと1年か2年様子を見て、特

定最賃の役割が終わったと思ったらその方向でいきましょうというのが本音です。今回793円で据置いたとしたら、来年おそらく今年以上に差が開いてしまう。今後、それをどうするのという話だから、今年こういう話をして、はいはいと返事をもらえとは思っていない。ただ、こういう状況になったので、それに向けて真剣に考えてほしいというところです。

座長 廃止にするとしたら、正式に申し出をしていただくという手続きからスタートして、それで要件を満たすと廃止の議論に入っていくというかたち。

野村委員 それは今じゃなくても、来年とか。

座長 そうですね。むしろ今は無理なんですよね。手続きを踏んでいないので。そういう意味では、来年に向けての地ならし的な意味合いでのお話をされたという投げかけかなと私は認識しているのですが。

野村委員 そうです。これは、前からずっと書いている文で、何と申しますか決まり文句なんだけど、今回はちょっとここ1～2年で考えてねという意味合い。

座長 そうですね。今年の廃止ではないという前提での議論が、今年の金額審議というより今後に向けたという二つの議論が入り乱れている感じがしたので、やっぱり一旦、事務局から説明のある話も踏まえて、今年どうするかということと、去年来年度以降もし実際に使用者側が廃止に向けた粛々とした手続きを踏むときに向けての、来年度、再来年度の。

野村委員 手続き上のこともあるので、今年云々というのは実際考えてなかったです。

座長 そうですね。わかりました。12時終了の予定でしたが、前年のことを確認したいので、若干個別協議をさせていただきたいんです。お時間は皆様方、たとえば12時半くらいまで延びて大丈夫でしょうか。あるいは、それはまずいという方がおいでたら、それに合わせて精一杯なんとかしますが。

～ 確認中 ～

労働者側委員全員

大丈夫です。

野村委員 使用者側委員は大丈夫ですが、12時半くらいまでですね。



野村委員 はい。

座長 労側としては、現にあるものである以上は、やはり16条の精神に則って、ぜひそこをよく見ていただきたいというご意見をいただいております。全会一致、労使のイニシアティブでいくべきものだと思いますので、ここで労側にご意見といたしますか、表意なされたいことがあれば。

市川委員 全会一致にならなければ審議に入れませんので、やむを得ないと考えます。人数の問題も今日出ましたけれども、そこは回数を重ねて議論すればという風に思います。

座長 わかりました。

片山委員 それについては私も1年でどうのこうのとかっていうことではないので、やっぱり制度としての問題ですので、じっくり将来のことも考えてやっていきたいと思います。

市川委員 ぜひ。

座長 ありがとうございます。

廃止のことはずっと取り沙汰されてまいりましたが、今年まさに地賃が追い越したということで、現実味を帯びたというのがあるんだと思うんですけども、今両方の方から、単年度でみるべきじゃない、じっくり議論を重ねていくというようなお話をいただけたという認識をいたしました。ですので、いわゆる廃止に関することも、議論としては本年度はここまででよろしいですか。

異議なし

座長 ありがとうございます。

そうしましたら、全会一致には至らないということで、特段公益委員でどうこうということもないですけど、明白でありますので、これをもって結論になるかと思えます。事務局のほうのこのあとの手続きといたしましては、報告書案をご用意できておりますか。「合意を得るには至らなかった。」ということで、9月29日予定の本審に報告するということですね。



事務局 「電子特小報告書案」を配付

座 長 そうしましたら、朗読をお願いいたします。

事務局 「電子特小報告書案」を朗読

座 長 ただ今事務局から説明がありましたとおり、この報告書案のとおりで次回の本審へ報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

座 長 そうしましたら、これで本年の審議は終わりました。非常にある意味歴史的な山場の年であったかと思っております。議論としまして、金額審議に入るかどうかという点と、将来的にどうしていくのかという二つの論点がございまして、非常に多岐にわたり、いずれもおっしゃっていることはごもつともなご意見ばかりを頂戴しました。来年度以降もきっといろいろ議論で大変だと思っておりますけれども、逆にいいますと端的に打ち切りとかではなくて、今後も慎重に議論をしていきたいと思いますというような歩み寄りといいたいまいしょうか、ご見解を賜りまして、本当にありがたく存じました。本年度も円滑な審議にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本年度の電子特別小委員会を終了したいと思います。

[閉会] 午後12時15分